

## 第1章 基本方針改定にあたって

大分県では、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるため、大分県人権尊重社会づくり推進条例（以下「人権条例」という。）を2009年（平成21年）4月に施行しました。

人権条例では、人権尊重の社会づくりに関して、県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりを総合的に推進するための人権尊重施策基本方針（以下「基本方針」という。）を策定することを定めています。

基本方針は人権条例の規定に基づき、県民の意見を聴き、大分県人権尊重社会づくり推進審議会の審議を経て2010年（平成22年）に策定、2015年（平成27年）に改定しました。

今回は、前回の改定から5年が経過し、人権を取り巻く状況が変化していることなどを踏まえ、さらに新たな人権問題に対処するため改定するものです。

改定の主な内容は、前回改定以降の人権に関する法律や条例、計画等の内容を盛り込むほか、これまで「様々な人権問題」としていたセクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の人権問題について、昨今、性的少数者への社会的関心が高まり、これまで以上に性的少数者への偏見の解消や配慮への取組が求められていることから「性的少数者の人権問題」を新たに重要課題の一つとして位置づけることとしました。

### I 改定の背景と経過

- 2000年（平成12年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（教育・啓発法）」が施行されました。教育・啓発法第5条には、人権教育・啓発を推進するための施策を策定・実施することが地方公共団体の責務であると定められています。  
この規定に基づき、県では、2005年（平成17年）1月に「大分県人権施策基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、「教育・啓発」及び「相談・支援・権利擁護」に取り組み、人権施策を総合的に推進してきました。
- さらに、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるため、世界人権宣言が国連総会で採択されて60周年の記念の年にあたる2008年（平成20年）12月に「人権条例」を制定し、人権条例に基づき、2010年（平成22年）に、基本計画を継承しつつ、これまでの成果と新たな課題を踏まえた「基本方針」を策定しました。また、基本方針の具体化の方策として、その実施に関する計画を定めた大分県人権尊重施策基本方針実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、人権尊重施策を積極的、体系的、計画的に推進してきました。
- しかしながら、女性、子ども、高齢者等に対する暴力、虐待事件は増加傾向にあり、インターネットによる人権侵害や性的少数者の人権問題など、人権を取り巻く情勢は複雑・多様化しています。
- このような中、2016年（平成28年）に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に

に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」の3つの法律が施行されるなど、個別の人権問題の解決に向けた法整備も進んでいます。

- 県では、このような情勢を鑑み、また、2018年（平成30年）に実施した人権に関する県民意識調査の結果を踏まえ、さらに人権が尊重される社会づくりの取組を推進するため、基本方針の見直しを行うこととしました。

## II 基本方針の性格

- (1) 教育・啓発法、また、部落差別解消推進法など人権に関する法令及び人権条例に基づく本県の人権尊重社会づくりを総合的に推進するための方針です。
- (2) 2005年（平成17年）に策定した基本計画を継承しつつ、これまでの成果と新たな課題を踏まえた方針です。
- (3) 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」を勘案するとともに、「大分県長期総合計画 安心・活力・発展プラン2015」や県の各分野における人権に関する基本計画との整合性を図っています。
- (4) 基本方針には、人権条例第7条第2項各号の規定に基づき、人権教育・人権啓発その他人権意識の高揚を図るための施策の方針、相談・苦情解決その他人権侵害の救済に関する施策の方針及び<sup>\*1</sup>社会的弱者に係る人権の諸課題に関する取組の方針並びに人権が尊重される社会づくりを推進するために必要な事項を定めます。

## III 基本方針の視点

### 1 人権尊重社会づくりの基本理念（人権条例第2条）

「自己決定の尊重と自己実現が追求できる社会」、「差別や不合理な較差の解消に取り組む社会」及び「一人ひとりの多様な生き方を共に支え合う社会」を実現することを基本理念としています。

#### (1) 自己決定の尊重と自己実現が追求できる社会

すべての人は自分らしく幸せに生きる権利を持っています。一人ひとりが自分の個性や可能性を尊重し、生きるということを他者との関係のなかで捉え、自己の存在を確かめ、自信を持って自己表現し、自分らしく生きる自己実現を図ることができる社会づくりが重要です。

そのためには、人権について正しく理解し、すべての人の人権を相互に尊重し合い、自他の人権を補強していくことが必要です。

#### (2) 差別や不合理な較差の解消に向けて取り組む社会

社会には、人を見下し排除しようとする心理（いわゆる差別意識）やその意識に基づく差別発言・差別行為、これらの結果として生じる不合理な較差があります。さらに、2006年（平成18年）に国連で採択された「障害者の権利に関する条約（障害

---

<sup>\*1</sup>社会的弱者に係る人権の諸課題＝基本計画の重要課題の分野は、「同和問題・女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人・医療・様々な人権」の8分野としているが、基本方針もこの区分に準じて人権問題の重要課題とする。

者権利条約)」では、従来の排除の理論だけでなく、支援を必要とする障がい者に適切な支援を行わないこと(合理的配慮の否定)も差別とされ、差別の概念が拡大されています。

こうした較差の解消に向けた様々な取組が行われてきましたが、今なお解消されていません。部落差別や固定的な性別役割分担に基づく女性への差別的な処遇、障がい者や高齢者に対する就労面での排除など、多くの不合理な較差があります。こうした差別意識や差別行為、不合理な較差は、過去の差別的な制度や取扱いが積み重ねられた結果であるとして、差別の解消に取り組んできました。

人権尊重社会を確立するためには、差別の解消に取り組むことは基本的な課題です。特に社会制度や慣習に起因する差別については、県民の理解を深めて、解消に向けた取組を進める必要があります。また、障がい者などの社会的弱者が社会的に平等な地位を手に入れるためには当事者の努力だけでなく、社会の側も社会環境の整備や調整などの合理的配慮が必要となります。

### **(3) 一人ひとりの多様な生き方を共に支え合う社会**

少子・高齢化やライフスタイルの多様化が進む現在、皆で子どもや若者を育成し、年齢や障がいの有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる「共生社会」を実現することが重要です。今後とも「共生社会」の実現に向け、社会のあらゆる分野で<sup>\*1</sup>「ユニバーサルデザイン」や<sup>\*2</sup>「バリアフリー」の取組を進める必要があります。

## **2 人権尊重社会づくりを担う行政の基本とするもの**

### **(1) 人権行政の確立**

県や市町村など地方公共団体の業務は、県内に暮らす住民や県を行き交う人々の人権に深く関わっています。地方公共団体のすべての職員が、人権を十分理解して行政サービスを提供する必要があります。人権尊重社会を確立するためには、人権の尊重を基調として業務に取り組む「人権行政」を一人ひとりの職員が担うことが求められています。人権行政を担うためには、人権を具体化し保障する次の4つの視点で業務を行うことが必要です。

- ① 部落差別問題をはじめとする人権にかかる重要課題について、社会の理解を広める。
- ② 重要課題についての差別や不合理な較差を解消する。
- ③ 重要課題の当事者や関係者の権利を拡大し、擁護する。
- ④ 重要課題の当事者の社会参加や交流を促進する。

### **(2) 人権施策の総合的な推進**

行政施策の中で、人権文化を構築し人権尊重の社会づくりを進める施策が人権施策

---

<sup>\*1</sup>「ユニバーサルデザイン」=年齢や性別、障がい、国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えて、最初からすべての人が利用しやすく、そしてすべての人に配慮したまちづくりやものづくり、仕組みづくりを行うという考え方。

<sup>\*2</sup>「バリアフリー」=段差などの物理的な障壁(バリア)をはじめ、高齢者や障がい者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁など、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去すること

です。人権尊重の意識を醸成する教育・啓発、人権問題に関する相談、重要課題の当事者・関係者の支援や権利擁護など様々な人権施策を総合的に進めることが求められます。地方公共団体のすべての職員がそれぞれの業務の中に人権施策を取り込み、多種多様な人権施策がより積極的に進められるよう取り組みます。